

安全対策通信

テクノスグループ

「冬の交通安全運動」について

1 「冬の交通安全運動」について

各事業所においては、雪氷作業も本格的に稼働する時期となっており、12月に入り、間もなく多忙な年末を迎えることや、積雪・路面凍結など道路環境の急変や悪化に伴う交通事故の多発が懸念されます。このような現状から、各県では（若干名称は異なるものの）「冬の交通安全運動」を実施し、交通ルールの順守と交通マナーの実践により冬の交通事故防止の徹底を図ることとしています。

2 各県の取組み状況

(1) 岩手県

ア 名称：「冬の交通事故防止県民運動」

イ 実施時期：令和5年12月15日（金）から12月24日（日）までの10日間

ウ 運動の趣旨

・冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴う交通事故の発生や冬休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

エ 運動の重点

- ① 冬道用タイヤ装着の徹底
- ② 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止
- ③ スピードダウンの徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

オ スローガン

「なにで来た？」乾杯前の合言葉」

カ 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

キ 飲酒運転4（し）ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 運転する人に酒を提供しない
- 酒を飲んだ人に車を提供しない
- 酒を飲んだ人の車に同乗しない

ク 冬道の安全運転（いち、に、さん）運動

- 一割スピードダウンしよう
- 二倍の車間距離をとろう
- 三分早めに出発しよう

(2) 秋田県

ア 名称：「年末の交通安全運動」

イ 実施時期：令和5年12月11日（月）から12月20日（水）までの10日間

ウ 運動の重点等

《運動の基本》

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢者運転者の事故防止を含む。）
～歩行者ファースト意識の醸成～

《運動の重点》

- ① 冬道の安全運転の励行
- ② 飲酒運転等の危険運転の防止
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

エ （年間）スローガン

「**急がず マナーとゆとりで 交通安全**」

(3) 青森県

ア 名称：「冬の交通安全県民運動」

イ 実施時期：令和5年12月11日（月）から12月20日（水）までの10日間

ウ 運動の重点

- ① こども高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の交通事故防止
- ③ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ④ 冬道の安全運転の推進

エ （年間）スローガン

「**あなたも参加 わたしもやります 交通安全**」

3 その他

各県の県民運動実施要綱及び岩手県の広報用ちらしを添付するので参考とされたい。